

環境と健康のポスター・標語コンクール事業実施要領

1.主 旨

広島県環境保健協会は、持続的発展が可能な社会の環境づくりと健康づくりのため、各市町公衆衛生推進協議会とともに、国連で採択されたSDGsの目標達成に寄与しています。

本事業では、SDGsを理解し、環境づくりと健康づくりに活かせるポスターや標語を募集し、優秀作品を活用して公衆衛生活動の活性化を図ります。



2.主 催

一般財団法人広島県環境保健協会・市町公衆衛生推進協議会

3.共 催

広島県、広島県教育委員会、一般財団法人広島県環境保全公社、
公益社団法人瀬戸内海環境保全協会

4.後 援

一般社団法人広島県医師会、一般社団法人広島県歯科医師会
公益社団法人広島県薬剤師会、公益社団法人広島県看護協会

5.事業概要

公衆衛生推進協議会が、学校等を通じて、小・中学生から「ポスター」「標語」を募集します。
応募作品は、地元の公衆衛生推進協議会が1次選考を行います。選出された作品は、一般財団法人広島県環境保健協会に集められ、2次選考を経て、優秀作品を決定します。

優秀作品は、公衆衛生推進委員が一同に会する広島県公衆衛生大会で表彰します。さらに、地域で開催される環境や健康・福祉に関するイベント等で展示するとともに、環境保全・健康増進に向けた各種普及啓発資料等に活用します。

応募作品は、公衆衛生推進協議会の広報活動等に役立てます。

6.募集分野と作品のテーマ

各公衆衛生推進協議会は、作品を募集する分野（作品テーマ）を選択し、作品を募集します。
環境分野のみの参加、健康分野のみの参加、環境・健康両分野の参加が可能です。

環境分野：守ろう美しい地球

S D G s の 7 項目に関連して、連想されるキーワードとイメージの例は次のとおり。

目標		キーワード・イメージ
 6 安全な水とトイレを世界中に	安全な水と衛生的な環境を管理する。 すべての人が安全な水と衛生的な環境を使えるようにする。	・安全な水 ・河川清掃 ・山・川・森などを含む水に関連する生態系の保護
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人が手ごろな価格で安定的な発電による持続可能で近代的なエネルギーを使える。	・再生可能な自然エネルギー ・限りある化石エネルギー
 11 住み続けられるまちづくりを	安全で、災害に強いまちや人々の住む場所をつくる。 災害などがあっても早く回復できる、持続可能なまちづくり。	・ヒートアイランド
 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な方法で生産し、責任を持って消費する。	・食品ロス（廃棄） ・3 R（リデュース、リユース、リサイクル）
 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動やその影響を減らすために、急いで行動する。	・地球温暖化 ・自然災害 ・異常気象 ・省エネ活動
 14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために、海や海の資源を守る。 海や海の資源を持続可能な方法で利用する。	・プラスチックのゴミ捨て場？ ・川にごみを捨てないで ・海はすべての生命のみなもと
 15 陸の豊かさも守ろう	陸の生態系を守り、再生する。 陸の生態系を持続可能な方法で利用する。 森林を管理して砂漠化を防ぐ。 土地が悪くなることを止めて、再生する。 たくさんの種類の生物がつながって生きられる多様性を守る。	・生物多様性をはぐくむ自然 ・絶滅の危機にある生物たち ・失われていく森

健康分野：毎日の暮らしでつくる健康な体

【健康分野のテーマのイメージ】（例）

（食生活）

- ・好き嫌いをなく食べる
- ・甘いもの、辛いもの、味の濃いものを食べ過ぎない
- ・1日3食きちんと食べる

（歯の衛生）

- ・手洗い、うがいをきちんと、食べたら歯みがきを

（規則正しい生活）

- ・早寝、早起き

（運動、外遊び）

- ・外で元気よく遊ぶ、定期的な運動

（受動喫煙防止）

- ・たばこの害、たばこのけむり

（検診・健康診断）

- ・健康診断、がん検診の受診

（薬の正しい知識）

- ・正しい使い方飲む、おくすり手帳の活用



など

7.募集対象・募集主体・募集方法・募集期間

○募集対象：参加する市町公衛協内にある小学校及び中学校の児童・生徒
参加学校には「学校奨励賞（図書カード）」を贈呈

○募集主体：市町公衛協（支部・地区・学区では申請できませんのでご了承ください。）

○募集方法：各公衛協で作品を募集する分野・部門を決定し、募集方法を定めてください。また、事業PR用のチラシ※、前年度の入選作品を掲載した情報紙（号外）がありますので、学校等への説明にご活用ください。
※チラシの表面に、貴会で設定した「作品提出期限」「提出先」を記入して使用してください。

○募集期間：各公衛協から主催者への推薦締め切り日9月29日（金）必着を考慮してください。

8.作品の規格等

ポスター	標語
・原則、主催者が用意した画用紙を使用すること。（市販の画用紙を使用する場合は「八つ切り」（270 mm×381 mm）サイズ） ・画用紙の裏面に必要事項を記入すること。（市町名・学校名・学年・氏名・ふりがな） ・画材は、絵の具やクレヨン、サインペンなど自由。 ・パソコンを使用した作品は、選考対象としない。	・各市町公衆衛生推進協議会の定めた様式によります。 ・作品には、市町名・学校名・学年・氏名（ふりがな）を明記のこと。

9.部門・賞

ポスター・標語の各分野で、「最優秀賞」、「特別賞」、各区分で「優秀賞」、「奨励賞」の作品を決定します。

各区分の詳細は、次のとおり。

分野	部門	区分（学年）
環境分野	ポスター	ポスター・標語の各部門に対して、次の各区分にそれぞれ受賞者を選定します。 ・小学校低学年（1～3年生）の部 ・小学校高学年（4～6年生）の部 ・中学校の部
	標語	
健康分野	ポスター	
	標語	

環境分野の最優秀賞は、広島県知事賞を贈呈します。特別賞は、広島県教育委員会賞、広島県環境保全公社理事長賞、瀬戸内海環境保全協会会長賞、広島県環境保健協会理事長賞を贈呈いたします。

健康分野の最優秀賞は、広島県環境保健協会理事長賞を贈呈します。特別賞は、広島県医師会会長賞、広島県歯科医師会会長賞、広島県薬剤師会会長賞、広島県看護協会会長賞を贈呈いたします。

なお、本事業へ参加した全て学校に対し、副賞として学校奨励賞（図書カード）を贈ります。

10.事業の流れ

- 主催者へ「事業実施申請書（様式①）」を提出 5月26日（金）必着
- ↓
- ポスター用画用紙の送付（該当団体のみ） 6月下旬
- ↓
- ポスター・標語の募集および1次選考（各市町公衛協）
- ↓
- 主催者へ推薦作品と「2次選考推薦書および経費助成申請書（様式②）」を提出
9月29日（金）必着
- ↓
- 2次選考（広島県環境保健協会 選考委員会） 10月上旬
- ↓
- 2次選考結果および助成額決定・通知、該当団体へ助成金振込み 10月下旬
- ↓
- 表彰式（第64回広島県公衆衛生大会席上）日時：11月中旬～下旬
開催場所：未定 開催日時は後日案内します。
- ↓
- 「活動報告書（様式③）」「経費精算書（様式④※）」を添付して提出
令和6年2月9日（金）必着
未利用の助成金は、精算金額が確定（3月上旬）した後、返金していただきます。

11.選考の方法・視点

1次選考（主催：市町公衛協）

選考方法、選考の基準は、それぞれの公衛協で定めてください。

なお、選考では、地元の教育委員会や学校関係者の協力を得るなどして、よりよい選考に努めてください。

2次選考（主催：主催者）

①選考

2次選考は、専門家等により構成する主催者が設置する「選考委員会」で行います。

②選考の視点

【共通事項】

- テーマに沿った内容であるか
- 未発表のオリジナル作品であるか
- 小学生または中学生らしい独自の発想があるか
- 言葉・漢字・かなの使い方は適切か
- 誤字脱字はないか（例：マイバック（誤）→マイバッグ（正））
- 表現は正しいか（例：コンセントを抜く（誤）→プラグを抜く（正））
- 問題意識の喚起や啓発につながる内容となっているか
- 地球や日本、私たちの住む地域への愛着が感じられるか

【ポスター部門】

- 絵やキャッチコピーから伝えたいことがはっきりわかるか
- ポスターとして美しいものか

【標語部門】

- 標語の「ことば」から伝えたいことがはっきりわかるか
- 伝えたいことをリズム良く簡潔に言い表している標語となっているか。
- テーマに沿った行動に移そうと思える標語となっているか。

12.表 彰

入選された方には、「賞状」「トロフィー」「副賞（図書カード）」を贈呈します。

また、11 月に開催する「第 64 回広島県公衆衛生大会」席上にて表彰式を行い、最優秀賞及び特別賞の受賞者と開催地の優秀賞受賞者をお招きします。

13.参加方法

【事業の実施に当たって】

本事業に参加される団体は、5 月 26 日（金）までに「申請書（様式①）」をご提出ください。

【2 次選考への作品の提出方法】

- ①「2 次選考推薦書および経費助成申請書（様式②）」を添付の上 9 月 29 日（金）までにご提出ください。また、学校名、学年、氏名、ふりがなを一覧にして、電子データ(HP にて様式を提供)にてご提出ください。また、標語を提出される場合は、上記一覧に推薦作品を入力してご提出ください。

様式ダウンロード先 (http://www.kanhokyo.or.jp/?page_id=68)
HOME→各種書類・申請書ダウンロード→公衛協活動各種申請書

- ②市町公衛協会長は、応募作品の中から全体で、ポスター13 点以内、標語 13 点以内を環境協理事長宛に推薦してください。

ポスターまたは標語の応募作品数が 500 点を超えた場合は、1 点を追加し、以後 100 点につき 1 点を追加して推薦することができます。

(例) 応募作品数 1～500 点・・・13 点

応募作品数 501～600 点・・・14 点

応募作品数 601～700 点・・・15 点

- ③応募のあったポスター・標語の分野から 1 点以上の作品を推薦することを原則とします。公衛協が定めた方法で、前項②で算出した推薦作品数を限度に推薦してください。

※推薦作品数が不明の場合は、事務局にお問い合わせください。

14.コンクール事業を活性化するための経費助成

本コンクール事業を活性化するための経費を助成します。

より多くの参加を促すための経費として、基本助成額 2 万円および上乗せ助成額を助成します。助成を申請する場合は、「2 次選考推薦書および経費助成申請書（様式②）」をご提出ください。

※上乗せ助成額は、参加学校数、応募作品数に応じて算定します。

※コンクール事業で使用した経費内訳について「経費精算書（様式④）」で報告してください。

未利用の助成金については、返金していただきます。

助成額の目安	予算額－基本額原資（基本助成額×参加団体数）＝上乗せ原資 上乗せ原資を参加学校数、応募作品数で二等分し、上乗せ助成額①、②を算定 基本助成額 20,000 円＋上乗せ助成額①＋上乗せ助成額② 上乗せ助成額①（参加学校数による配分） ＝〔（予算額－基本助成額×参加団体数）÷ 2〕×（参加学校数／全参加学校数） 上乗せ助成額②（応募作品数による配分） ＝〔（予算額－基本助成額×参加団体数）÷ 2〕×（応募作品数／全応募作品数） ※波線は上乗せ原資をあらわす。		
	助成対象経費	諸 謝 金 （外部選考委員への謝金等） 通信運搬費 （書類、広報物の送付費等） 賃 借 料 （会場・設備使用料等） 印刷製本費 （広報物の印刷費等）	旅費交通費 （外部選考委員への旅費交通費） 消 耗 品 費 （文具・資材・副賞等） 会 議 費 （お茶・弁当代等） 雑 費 （助成事業に関する振込手数料等）
※表彰状、副賞を授与するのみの活動には経費の助成は行いません。 ※「環境と健康のコミュニティ活動助成事業」で同事業を実施している場合は、本助成の申請はできません。 ※作品を利用したグッズや広報物を作成される場合は、<u>公衆衛生推進協議会名とともに、一般財団法人広島県環境保健協会「令和5年度環境と健康のポスター・標語コンクール事業による作成物である」</u>ことを記載してください。 ※グッズや広報物のサンプル（5点程度）をご提供ください。なお、作成するグッズ等が高額でサンプル提供が困難な場合や大型の場合は、写真データの提供をお願いします。			

募集活動、事後フォロー活動実施後は、別に定める「活動報告書（様式③）」および「経費精算書（様式④）」を作成の上、**令和6年2月9日（金）必着で**提出してください。 ※未利用の助成金については返金していただきます。

15.その他

- 入選作品の返却はできませんので、あらかじめご了承ください。ただし、ポスター入選作品については、複製（カラーコピー）を返却させていただきます。
- 入選作品の著作権は、主催者に帰属するものとし、主催者で管理を行いますが、各市町公衛協で使用される上での制限はありません。本事業の入選作品（あるいは市町公衛協の入選作品）としての紹介をした上で、有効にご活用ください。
- 入選作品および受賞者氏名等は、主催者のホームページおよび情報紙等で一般に公開されますことを予めご承知ください。
- 誤字脱字、英語のつづり間違い等があった場合、選外とします。
（1次選考で確認をお願いします。）
- 応募は未発表のオリジナル作品に限ります。他で受賞した作品の模倣が認められる作品は、入賞決定後であっても賞を取り消す場合があります。
- 1次選考会、表彰式、展示会など、主な活動については写真撮影をお願いします。**写真は画像データ（jpeg）でメールまたは、CD-Rで提出してください。（PDFやWord、Excelに貼り付けて提出しないでください。）**

【問い合わせ／提出先】

一般財団法人 広島県環境保健協会

〒730-8631 広島市中区広瀬北町9-1 地域活動支援センター 担当：清水

TEL：082(293)1512 FAX：082(293)1524

ポスター誤字・脱字例

これは、一例です。推薦作品を選考する際は、お気をつけください。

2次選考に推薦されても誤字、脱字がある作品は選外となります。

ビニールというエコマークはありません。	『環』は、はねません。	『為』の上の部分が違います。	『物』のうしへんは、はねません。
『食』は、はねます。	『食』は、『フ』があります	『残』は、『フ』があります。	『使』は、突き抜けます。
つづりが違います。『Reduce』が正解です。		『温』は、縦棒2本です。	『破』は、皮の部分がはねます。
『海』は、横棒が突き抜けます。	『球』は、『フ』があります。	『地』は、縦が突き抜けます。	『マイバック』ではなく、『マイバッグ』です。